



廃 第 8 5 3 号
平成27年8月13日

行政書士 大野事務所
代表 大野 美紀 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長



公開質問状に対する回答について

日頃、本県の廃棄物行政につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。平成27年3月11日付けであなたから頂きました質問につきましては、本県における産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請手続きに関する質問として、下記のとおり回答いたします。

なお、回答内容を御理解の上、引き続き本県の施策に御協力をくださいますようよろしくお願ひします。

記

1 本県では、近年収集運搬業に係る許可申請が年々増加しており、申請事務の円滑化を図るため、平成7年度以降、許可申請事務のうち「申請者への手続きの説明や相談業務など」を業務に精通した一般社団法人千葉県産業廃棄物協会（以下「協会」という。）に委託することといたしました。

そして、申請書の提出窓口は協会とし、県廃棄物指導課において申請書の審査を行い、許可等の処分を行うこととしたものです。

2 質問の内容から、個人等の情報の保護に関する事項、手続に関するサービスや期間等について御懸念や御不満があることを受け止めさせて頂きます。

まず、個人情報等の保護につきましては、受託者との委託契約の中で、秘密の保持や情報漏えいの防止に関する規定を明確にするとともに、受託者への指導を行い、保護の徹底に努めているところですが、引き続き、受託者への指導・監督を行い、情報漏えいの防止に努めてまいります。

また、サービスや期間については、実態を踏まえより利便性の高いものとなるよう、手続の方法やホームページ等による御案内内容の見直し、事務の効率化等を行ってまいりたいと考えております。

3 最近の傾向として事務処理する件数が増加しており、直ちに御期待に応えられるよう
にするのは難しい点もございますが、許可申請がより円滑に手続きできるよう、努めて
まいりたいと考えておりますので、なにとぞ御理解をくださるようよろしくお願ひいた
します。

(連絡先)

千葉県環境生活部
廃棄物指導課
産業廃棄物指導室
担当 安藤・野理
TEL 043-223-2655